

「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度 (G-クレジット制度)

プロジェクト 登録審査報告書

プロジェクトの名称：

山県さくらのふるさとでカーボンマイナス

審査機関名	特定非営利活動法人 農林業経営支援センター
役職/代表者名	理事 中島 義雄

発行日 西暦 2024年 12月 26日

1 審査機関の情報

※ 本項目は、G-クレジット制度運営認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。(以下、本文書を通じて同様)

機関名称	特定非営利活動法人 農林業経営支援センター	
担当部署名	—	
責任者名	中島 義雄	
審査担当者	中島 義雄	
レビュアー	長沼 隆	
総括責任者 ※審査担当者が兼ねる場合は除く	審査担当者が兼ねる	
本報告書に対する問合せ先	担当者	長沼 隆
	TEL	0586-59-2994
	Email	afmc@nacap.jp
プロジェクトの関係者との利害抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
判断の根拠	審査員及びレビュアーはプロジェクト実施プロジェクト実施者である岐阜中央森林組合と関係する事務事業について委託契約・事務委任はなく利害関係はありません。	

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、G-クレジット制度運営認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者	岐阜中央森林組合
プロジェクト実施者（代表者以外）	—

3 登録審査結果（総括）

※ 本項目は、G-クレジット制度運営認証委員会資料として使用されます。

登録審査実施期間	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの実施前 <input type="checkbox"/> プロジェクトの実施後	
プロジェクト名	山県さくらのふるさとでカーボンマイナス	
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。	2024年4月1日 ～ 2032年3月31日	
適用方法論	方法論番号	GFO-01 Ver. 1.2
	方法論名称	森林管理活動
想定吸収量	認証予定期間の合計値	1,336t-CO2
プロジェクト実施者と合意した登録審査の前提	登録審査の基準 ※適用した制度書類のバージョンを記載すること	文書名：実施要綱 Ver.1.1 文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver.1.1 文書名：実施規程（審査機関向け） Ver.1.2 文書名：モニタリング・算定規程 Ver.1.2
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	プロジェクト計画書に記載された内容について、実施要綱、実施規程、モニタリング・算定規程、方法論に準拠していることについて、プロジェクト計画書に記載された想定吸収量が実際に生じる見込みであることを含めて確認することを目的とした。
	範囲 ※登録審査の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること	プロジェクト計画書に記載された本プロジェクトに係る範囲
	保証水準 ※妥当性確認の結論を意見として表明する際に採用した水準を記載すること	実施規程（審査機関向け）2.1に基づく合理的保証

<p>登録審査手続き ※実際に実施した手続き、スケジュールについて記載すること</p>	<p>2024年12月2日、プロジェクト代表実施者（岐阜中央森林組合）の事務所において、関係書類の確認及びプロジェクト代表実施者からの聞き取りにより審査を行った。</p>	
<p>修正・指摘事項及び解決方法 ※4における結果を総括し、吸収量に影響を与える可能性のある、主な指摘事項について記載すること</p>	<p>吸収量に影響を与える可能性のある指摘事項は無い。</p>	
<p>登録審査結果</p>	<p>結果</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>無限定適正 <input type="checkbox"/>不適正 <input type="checkbox"/>意見不表明</p>
	<p>意見・結論 ※4における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること</p>	<p>プロジェクト代表実施者が作成したプロジェクト計画書（プロジェクト名：山県さくらのふるさとでカーボンマイナス）に記載された温室効果ガス吸収量情報は、G-クレジット制度における実施要綱、実施規程、モニタリング・算定規程、方法論に基づいて作成されていることを確認し、全ての重要な点に関して、適正であると認める。</p>